

三浦市海水浴場ルール

【令和 7 年度】

令和 7 年 6 月

三浦地区海水浴場対策協議会

目 次

ページ

第1章	総則（第1条～第2条）	2
第2章	海の家（第3条～第20条）	2
第3章	海水浴場利用者（第21条～第28条）	6
第4章	ルールの遵守（第29条～第31条）	7
第5章	雑則（第32条）	8

第1章 総則

（目的）

第1条 三浦市海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、荒井浜海水浴場、和田海水浴場及び三浦海岸海水浴場（以下「海水浴場」という。）のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的とする。

（周知）

第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海の家

（営業時間）

第3条 海の家の営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。

2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。

3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

（クラブ化形態の営業）

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

（クラブ化の定義）

第5条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

(1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

(2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

第6条 海の家フロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

2 海水浴場の開設者（以下「開設者」という。）は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各事業者から海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

3 国又は地方公共団体及び一般社団法人三浦市観光協会が海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

(イベントの実施)

第8条 イベントは、海を家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海を家の事業者が責任をもって管理する。

2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

3 イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

第9条 開設者は、音楽イベントを実施する予定のある海を家の事業者から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海を家の店内配置図」（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」までに、「県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。）」に提出する。

2 開設者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。

3 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音

楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（河港課）」にその実施内容を提出する。

ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（河港課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

- 4 開設者は、音楽イベント等の実施計画がルール等に適合しないと認められる場合は、事業者には是正を求める。
- 5 開設者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（河港課）」に提出する。

（騒音対策）

第10条 海の家事業者は、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

- 2 開設者は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。
- 3 海の家において、協議会が承認したスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

（反社会的勢力の排除の徹底）

第11条 開設者、海の家事業者及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

- 2 開設者は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

（風紀上の対策）

第12条 海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

- 2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。
- 3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、泥酔客への酒類の提供は行わない。
- 4 強引な客引きは行わない。

（ゴミの処理及び清掃等）

第13条 開設者及び海の家の事業者は、海の家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

- 2 開設者は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。
- 3 開設者及び海の家の事業者は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、海水浴場の美化に努める。

- 4 開設者及び海の家事業者は、利用者にゴミの持ち帰り（海の家で回収するものを除く。）について呼びかけを行う。
- 5 開設者及び海の家事業者は、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

（適切な排水等の処理）

- 第14条 海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。
- 2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

（災害・荒天時の対応）

- 第15条 海の家は、地震等の災害発生に備え「三浦市津波ハザードマップ」等を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。
- 2 避難場所や避難誘導の手順等について、開設者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

（苦情対応等）

- 第16条 海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。
- 2 海を家の事業者は、現地営業責任者との連絡体制及び開設者への報告手続等の整備を図る。
 - 3 開設者は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

（占用許可区域以外の土地利用）

- 第17条 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。
- 2 海の家（その従業員及び関係者を含む。）は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

（原状回復の徹底）

- 第18条 海の家は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。
- 特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。
- また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。

うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

（海の家建築・撤去時の注意）

第19条 海の家は、海の家建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

2 海の家建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

（関係法令等の遵守）

第20条 海の家は、占用許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、「まちをきれいに」みんなで守る条例（平成15年3月24日三浦市条例第2号）など関係法令の遵守を徹底する。

第3章 海水浴場利用者

（飲酒の制限）

第21条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2 海水浴場利用者は、飲酒後、水浴し、又は遊泳してはならない。

3 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

（刺青・タトゥーの露出制限）

第22条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えないなければならない。

2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。また、外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえ、トラブルが発生しないよう努める。

（粗暴な言動の禁止）

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

（音響機器等の使用制限）

第24条 海水浴場利用者は、海水浴場内において音響機器等を使用して音又は音声を流す場

合、その音量について、周辺環境に十分配慮をし、他の利用者に迷惑をかけることがないようにしなくてはならない。

（焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限）

第25条 海水浴場利用者は、海水浴場内において、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。ただし、海の家事業者が提供し、その管理を受けて使用する火気調理器具はこの限りではない。

（ゴミ等の放置の禁止）

第26条 海水浴場利用者は、使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

（犬等ペットの管理）

第27条 海水浴場利用者は、犬等ペットを陸域にあつては、引き綱又はケージにより管理すること。また、海域にあつては、遊泳区域内に入れてはならない。

（安全対策上の制限）

第28条 海水浴場利用者は、午前8時00分から午後5時00分までの遊泳時間を守らなければならない。

2 海水浴場利用者は、海水浴場内において、他の利用者に危険を及ぼす行為をしてはならない。

3 前項の行為があつたと認められた場合、開設者等、または開設者から委託を受けた監視員及びライフセーバーの指示に従わなければならない。

第4章 ルールの遵守

（パトロールの実施等）

第29条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

（ルール遵守の依頼）

第30条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、開設者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行う。

2 海水浴場利用者等のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を求める。

（ドローン飛行の制限）

第31条 海水浴場利用者の安全のため、海水浴場内において、開設者の承諾を得ていないド

ローン飛行はしてはならない。

第5章 雑則

(その他)

第32条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会会長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和7年6月26日から施行する。